

もっと知りたい! 町からのお知らせ

More Higashiura News

マイナンバーカード(個人番号カード)の取得を促進するため、出張申請受付

予約不要

マイナンバーカード の出張申請受付



マイナンバーカード(個人番号カード)の取得を促進

●対象

行政サービスコーナー
(イオンモール東浦2階)

●ところ

午後1時～5時

●とき

11月21日

を行います。申請時に本人確認を行うので、受取りは本人限定受取郵便(特例型)で自宅へ送付します。申請用顔写真の無料撮影サービスも行います!

●持ち物

・東浦町に住民票がある方
・はじめてマイナンバーカードを作る方

・通知カード(緑色のカード)

・本人確認書類(運転免許証など)

・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

●その他

・申請には、必ず本人がお

越してください。

※代理申請不可

・15歳未満の方および成年被後見人の方が申請する場合は、必ず法定代理人(保護者など)が同行。また、法定代理人の方の本人確認書類も必要

・詳細は問い合わせ先へ

問 住民課 内線160

サーマルカメラによる検温を実施



新型コロナウイルス感染症対策として、役場などにサーマルカメラを設置しました。額表面の体温を測定し、37.5℃以上の方は液晶画面に赤色で表示されます。実際の体温とは誤差がありますが、発熱のある方は入

庁に際しご配慮ください。また、来庁の際はマスクの着用にご協力をお願いします。

●設置場所

・役場(本庁舎1階ロビー
および南庁舎)

・保健センター

・中央図書館

・町体育館

・福祉センター

・このはな館(於大公園内)

・各小中学校

問 総務課 内線245



災害時は分散避難 にご協力を

知人宅などへ避難する「分散避難」など、選択肢はさまざまです。

住民の皆さんが安心して避難できるよう、在宅避難や分散避難に引き続きご協力をお願いします。

また在宅避難や分散避難などの避難所外避難者も、物資などの支援を受けることができます。最寄りの避難所で受付をお願いします。

問 防災交通課 内線235

農地を 貸したい方へ

農地中間管理事業を
活用しましょう!



農地中間管理事業とは、
公的機関の「農地中間管理
機構」が農地の貸し借りを
仲介する事業です。

●農地中間管理事業の
メリット

- ・ 公的機関が間に入るので
安心

- ・ 契約期間終了後、土地は
貸し手に返還
- ・ 条件を満たせば協力金を
交付

●農地中間管理事業の
仕組み

●農地を
相続したが、
農業しない。

●高齢で
農作業が
できない。

貸し手

貸付

農地中間管理機構

転貸

受け手

●東農業振興課 内線344
●東浦宮農センター
☎(83)9881

秋の 火災予防運動



2020年度
全国統一防火標語
「その火事を
防ぐあなたに金メダル」
11月9日(日)～15日(土)は秋
の火災予防運動です。
空気が乾燥して火災が発
生しやすい季節になりました。
尊い命、大切な財産を
守るため、火災予防に対す
る意識を高め、火災を未然

に防ぎましょう。

■通電火災対策

通電火災とは、地震や風
水害などで停電した後、復
旧し再通電する時に発生す
る火災です。

●主要要因

- ・ 地震発生時
- ① 転倒した家具の下敷きに
なり、損傷した配線など
に再通電し、発熱・発火
する
- ② 転倒したヒーターや照明
器具が可燃物に接触した
状態で再通電し、着火する
- ③ 再通電時に発生した電気
的火花により、漏れ出た
ガスに引火・爆発する
- ・ 風水害発生時

① 家屋への浸水や雨漏りに
よる、電化製品基板など
の損傷により、再通電時
にショートが生じる

② コンセントに水分が付着
し、再通電時にトラッキ
ング(※)が生じ発火する
※トラッキング

プラグに付着したホコリ
が水分を吸収し、そこから
わずかな電気が流れ、発
熱・発火していくもの



●主な対策

停電中は、電化製品のス
イッチを切り、電源プラグ

をコンセントから抜きま
しょう。また、自宅から離
れる時は、ブレーカーを落
としましょう。

復旧した後は、十分に安
全を確認してから電化製品
を使用してください。異常
を発見した場合は直ちにブ
レーカーを落とし、消防機
関に連絡してください。

■住宅用火災警報器

火災の発生にすばやく反
応し、大きな音や音声で居
住者に火災を知らせること
ができます。きちんと作動
するように、定期的に作動
確認をしましょう。まだ設
置がお済みでない方は早速
に設置しましょう。

●作動確認方法

ボタンを押す、またはひ
もを引いて作動確認します。
音が鳴らない場合は電池切
れか機器本体の故障です。

●機器本体の寿命に注意

住宅用火災警報器の本体
は10年を目安に交換をおす
めます。

●知多中部広域事務組合

消防本部 予防課

☎0569(21)1491

